

無料

厚生労働省委託事業

労働契約法等解説セミナーを開催します。

～「無期転換ルール」!! 準備はお済みですか?～

ご存知ですか? 「無期転換ルール」

「無期転換ルール」とは、改正労働契約法により平成25年4月1日以降に採用された「有期労働契約」の労働者が、繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールのことです。

これにより、例えば一年契約のパートさんや契約社員で5年を超える更新をしている場合は、平成30年4月1日から「無期労働契約」への転換の申込ができます。

そのときの手続きはどうすれば良いのか? 転換後の労働条件はどうなるのか? など数多くの疑問が寄せられています。また、実施に向けて就業規則の整備などの準備も必要となります。

そこで、労働契約法の概要及び無期転換ルールの解説を中心とした「労働契約法等解説セミナー」を開催します。

ふるってご参加ください。

A 「水戸会場」 (申込期限 平成28年11月30日)

日時 平成28年12月9日(金) 午後1時30分～午後4時30分

場所 水戸市渋井町堺橋263-1 茨城労働基準協会連合会中央安全衛生教育センター

B 「土浦会場」 (申込期限 平成29年1月13日)

日時 平成29年1月25日(水) 午後1時30分～午後4時30分

場所 土浦市木田余東台4-1-1 ワークヒル土浦

定員 A・Bいずれの会場も60名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

受講料 無料

申込・お問合せ先 一般社団法人茨城労働基準協会連合会(Tel 029-225-8881)

申込方法 以下の申込書にご記入の上、FAXにてお申込みください

(切り取らずに、Faxで送付してください。)

労働契約法等解説セミナー受講申込書 (FAX番号 029-227-4507)

事業場名				
所在地	〒		TEL	
			FAX	
受講会場 (ご希望の会場に○印 をしてください)	A	水戸会場 (平成28年12月9日開催)	B	土浦会場 (平成29年1月25日開催)
受講者のお名前				
担当者のお名前 (職名・ご連絡先)	(課)			

※ ご記入いただきました、個人情報については当連合会が責任を持って管理し、当連合会が行う情報提供の送付等のみに使用させていただきます。